

I 学生生活について

学 生 生 活 に つ い て

1 掲示及び連絡方法等について

本学では、学生の皆さんへの伝達・連絡事項は、法科大学院教育研究支援システム（TKC）や掲示板、「学生情報の森 もみじ」の掲示 (<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/index.shtml>) により行いますので、1日に1度は必ず見てください。これらを見ていなかったために思いもかけぬ不利益を被ることがありますので注意してください。

掲示した事柄は、皆さんには既に周知されているものとして処理しますので、見落としや誤解のないように注意してください。長期欠席その他の理由により毎日登校できないときは、友人等に依頼しておくなどの方法により、遺漏のないようにしてください。

また、他研究科・学部等の授業を受講している人は、当該研究科等の掲示板にも十分注意しておいてください。

家族等より電話で呼出の依頼があっても対応はできません。必要な用件は、掲示により通知しますので常に注意しておいてください。

なお、学生が掲示板を利用したい場合は、あらかじめ東千田地区支援室に申し出て「学生用掲示板」を使用してください。掲示期限が経過した掲示物は、使用者が責任を持って撤去してください。

* 「掲示板」の位置は、建物平面図を参照してください。

2 学生証及び住所届について

(1) 学生証

学生証は常に携帯し、証明書を受領するとき等に職員の要求があれば提示してください。

学生証の有効期間は、修業年限(3年または2年)の末日までです。また、修業年限を超えて在学する場合は、発行の日から当該年度の末日までです。

休学・留年等の理由で修学年限が延長になる場合は、東千田地区支援室で「学生証再発行願」用紙を受けとり、所要事項を記入、最近3ヵ月以内に撮影した、写真1枚(縦4.0cm×横3.0cm、正面上半身・無帽、サングラス不可、裏面に学生番号・氏名を記入)を貼付のうえ、支援室に提出してください。また、学生証を紛失又は汚損したときは、有料での再発行となります。こちらは「学生証再発行願」用紙に、再発行料金を添えて(希望の場合、写真1枚とともに)手続きし、後日学生証の再交付を受けてください。

なお、有効期限を経過した学生証は、速やかに東千田地区支援室へ返却してください。

* 「広島大学学生証取扱細則」参照。

(2) 住所届

住居や電話番号等を変更したときはその都度提出してください。提出されていないと緊急時の連絡ができないことがあります。

3 学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)、通学証明書及び在学証明書について

学割証(JR)及び在学証明書は、『証明書自動発行機』により発行します。学生証がないと発行機が作動しませんので、必ず携行してください。併せて入学時に配付した「広大パスワード」も必要となりますので忘れないようにしてください。

通学証明書及びJR以外のフェリー等の学割証は、東千田地区支援室で所定の手続きにより申し込んでください。なお、受領の際は学生証の提示が必要です。

○ 学割証の使用上の注意事項

学割証は、修学上の経済的負担の軽減、学校教育の復興に寄与する目的で実施されている制度です。学生の自由な権利としての使用を前提としたものではありません。

JR 等を利用し、帰省・課外活動等の目的を持って 100km を超えて旅行する必要がある場合に限り、普通乗車券に適用され、年間（4月～翌年3月）20枚を限度（ただし1日の発行限度枚数は4枚）として、使用することができます。学割証の 有効期間は発行日から3ヵ月以内 ですので、早めに受領するとともに、使用枚数に限度がありますので、往復乗車券や周遊券を利用するよう、計画的かつ有効に使用してください。

なお、使用に際しては、①記名人に限って使用できる。②学割証によって購入した割引普通乗車券は記名人以外では使用できない。③学割証によって購入した割引普通乗車券は学生証を携帯しないときは使用できない。等の条件があります。

また、不正使用した場合は、多額の追徴金を徴収されるだけでなく、発行停止の処置を受けるなど、本人のみならず大学全体に迷惑をおよぼすこととなりますので、使用する際は前記の使用条件を守ってください。

4 授業料納付、授業料免除について（授業料免除については、必ず「授業料免除申請のしおり」で確認してください。）

(1) 授業料の納付

在学生の授業料の納付期限は、前期分（4月～9月）は4月末日まで、後期分（10月～翌年3月）は10月末日までとなっています。また、納付の方法は4月中旬に学資負担者あてに、「授業料振込用紙」が郵送されますので、納付期限までに銀行窓口で振り込みをしてください。

なお、授業料の納付を怠ると学資負担者及び学生に督促が行われ、なおかつ、納付されないときは、広島大学通則第43条の規定により除籍となりますので、十分注意しておいてください。

(2) 授業料の免除

授業料の免除は、選考により、納付すべき授業料の全額又は半額が免除されます。

免除を希望する学生は所定の期日（願書等（「授業料免除申請のしおり」）交付：前期分1月下旬から・後期分7月中旬から、願書受付：前期分4月・後期分9月、日時等の詳細は掲示により通知）に、願出用紙に家庭の収入・家庭の事情を証明する書類を添付し、教育室教育部学生生活支援グループ又は東千田地区支援室に提出してください。

また、書類提出後、授業料免除の結果が判明するまでは、授業料は納入しないでください。なお、半額免除が許可になった場合には、別途、授業料振込用紙を送付いたします。

なお、次のいずれかに該当する者が免除対象者となります。

- ① 経済的理由により納付することが困難で、かつ、一定の学力基準を満たしている者
- ② 授業料の各期の納付月前6月以内（新入生は、入学年度の最初の学期に限り入学前1年以内）に、以下の理由により、授業料の納付が困難になった者
 - (ア) 学資負担者が死亡した場合
 - (イ) 本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
 - (ウ) 学資負担者が失職し、申請時現在未就職の場合
 - (エ) 学資負担者が、申請時現在長期療養中の場合

5 奨学金について

○ 日本学生支援機構

日本学生支援機構は、日本学生支援機構法によって設立された独立行政法人で、優秀な資質を有し、経済的理由により就学困難な学生に対して、学資の貸与その他育英上必要な業務を行い、国家及び社会に有為な人材の育成と教育の機会均等を目的としています。

(1) 奨学金の種類及び募集時期等

奨学金月額、下記のとおりです。

第一種奨学金（無利息）	貸与月額 50,000 円, 88,000 円
第二種奨学金（利息付）	貸与月額 50,000 円, 80,000 円, 100,000 円, 130,000 円, 150,000 円 *希望する月額を選ぶことができます。 *15万円を選択した場合、4万円または7万円のいずれかを増額できます。 *修了後、返還金には年3%を上限として利息が課せられます。

*家計基準等を満たした場合、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることができます。

(2) 奨学生の募集及び出願手続き

奨学生は、原則として4月に募集を行います。募集に関してはその都度掲示しますので、希望者はそれを見て出願手続きをしてください。

ただし、家計急変のため、緊急に奨学金の必要が生じた場合は、随時申込みを受け付けています。詳細については、教育室教育部学生生活支援グループ（奨学金担当）へ問合せください。

奨学金の貸与を希望する学生は、所定の期日に、願出用紙に家庭の収入・家庭の事情を証明する書類を添付し、教育室教育部学生生活支援グループ又は東千田地区支援室に提出してください。その他、申込者自身によるインターネットでのデータ入力が必要です。

(3) 奨学金の交付、奨学金継続願及び異動届等

- ① 奨学金は、あらかじめ届け出ている奨学生の銀行口座に毎月1回当月分が日本学生支援機構から直接振り込まれます。
- ② 日本学生支援機構奨学生で、引き続き奨学金の貸与を希望する奨学生は、毎年1回「奨学金継続願」を提出しなければなりません。提出された場合は、大学において奨学金継続の可否を審査する「適格認定」を行います。経済状況、学業成績等を総合的に審査し、場合により「停止」、「廃止」等の措置がとられることがあります。また、所定の期限までに継続願を提出しない場合には、奨学生の資格を失うこととなります。
- ③ 奨学生は、次のような異動が生じた場合は、日本学生支援機構所定の用紙により、教育室教育部学生生活支援グループ又は東千田地区支援室において速やかに手続きを行ってください。
 - (ア) 氏名、住所、連帯保証人及び銀行口座を変更するとき
 - (イ) 休学、留学、長期欠席及び復学するとき
 - (ウ) 退学、転専攻、転研究科及び転学するとき
 - (エ) 貸与を辞退するとき
 - (オ) 死亡したとき（連帯保証人が届出）
- ④ 奨学生として、成績不良、性行の状況が適当でない場合や、上記(ア)～(オ)の届出を怠ったときは、奨学金の保留・休止・停止及び廃止とされることがあります。

(4) 奨学金の返済

貸与された奨学金は、貸与が終了した月の翌月から起算して6か月を経た時から1年以内に初回の返還があり、以後、所定の期間内に月賦、月賦と・半年賦の併用等で返還しなければなりません。詳

細については、返還誓約書を交付する際にお知らせします。

ただし、次の場合は貸与された奨学金の返還が猶予又は免除されます。

- ① 大学を卒業後、大学院に進学したとき、又は借用証書提出後引き続き在学する場合は、「在学届」を提出することにより、修了・卒業時まで返還は猶予。
- ② 卒業・修了後、災害・傷病・その他やむを得ない自由が生じ、返還が困難とみとめられる場合は、願出により一定期間猶予。
- ③ 本人が死亡又は心身障害により返還不能となったときは、願出により免除。
- その他の各種育英団体
各種育英事業団体は、全国に600団体以上あり、奨学金も給付・貸与及び条件つき返還免除等があります。奨学生の募集は、ほとんど学年初めに行われ、出願資格・出願時期等の詳細は、募集があればその都度、掲示により通知します。

6 保健について

(1) 保健管理センター

保健管理センターは、東広島地区（2か所）と広島地区（2か所）にあり、心身両面の健康診断や健康相談を行い、学生及び教職員の疾病予防と健康増進を図ることを目的とする全学的な施設です。

【主な業務内容】

① 定期健康診断

毎年、4月に全学生を対象に定期健康診断が行われますので、毎年必ず受診してください。日時・場所等の詳細は掲示等により通知します。その他の時期の健康診断は行われませんので注意してください。

なお、（特に修了予定の学生は）定期健康診断を受診していないと、就職等の際に必要な健康診断証明書等の証明書は、交付されません。また、再検査未受診者も交付されない場合がありますので、再検査を要する者は必ず受診してください。

② 健康相談，診療等

・健康相談

身体の健康上の問題や悩みについて、内科医師又は看護師が相談に対応し、必要に応じて他医療機関を紹介します。

・診療

内科医師による診療後、投薬が受けられます。

地区	場所	曜日	開室時間	健康相談	診療（内科）	婦人科健康相談	泌尿器科健康相談	応急処置	健康診断証明書の発行	メンタルヘルス相談	カウンセリング学生相談
東広島	メディカル部門 ☎082-424-6192 health@hiroshima-u.ac.jp	月～金	8:30 ～ 17:15	○	○ 9:00～10:45 12:15～15:00	●	●	○	○		
	メンタルヘルス部門 ☎082-424-6186 mental@hiroshima-u.ac.jp カウンセリング部門 ☎082-424-6187 shinri@hiroshima-u.ac.jp		9:00 ～ 12:00 ， 13:00 ～ 17:00					○	○	●	●

広島	霞分室 (総合研究棟北側) ☎082-257-5096	月 ～ 金	8:45 ～ 17:00	○	○ (月) 9:00～10:45 12:15～15:00 (木) 9:00～10:45 16:00～16:30	●	○	○	●	●
			9:45 ～ 21:10 (水) 13:30 ～ 21:10	○	○ (水) 18:30～19:30	○ (水) 13:30～21:10	○	●	●	
広島	保健管理室 (東千田地区) ☎082-542-6970	月 ～ 金								

※東千田地区につきましては、学生長期休業期間中は、時間が異なりますので、ご注意ください。 ●は予約制

《留意事項》

- ア. 婦人科健康相談、泌尿器科健康相談、メンタルヘルス相談、カウンセリング・学生相談は予約が必要です。曜日、時間、担当医、担当カウンセラー等の詳細についてはお問合せください。
- イ. 薬が必要な方は、必ず診療を受けてください。投薬のみの受付はいたしません。
- ウ. 健康診断証明書は証明書自動発行機でも発行できます。発行できない場合は、保健管理センターで申し込んでください。

③ 婦人科健康相談（女性婦人科医師による相談）【東広島地区、霞地区】

婦人科疾患・月経等に関することについて相談に応じます。予約制です。

④ 泌尿器科健康相談（泌尿器科医による相談）【東広島地区】

泌尿器科的諸問題について相談に応じます。予約制です。

⑤ カウンセリング・学生相談（カウンセラー（臨床心理士）による相談）

心の健康上の問題や学生生活における様々な悩みの相談に、カウンセラー（臨床心理士）が応じています。

⑥ メンタルヘルス相談（精神科医による相談）

学生プラザ4F及び保健管理センター霞分室、東千田キャンパス保健管理室では、心の健康上の問題について、精神科医による相談・診察が受けられます。必要に応じて医療機関を紹介します。

相談を受けたい時 カウンセリング・学生相談／メンタルヘルス相談

(1) 上記の開室場所に直接来室する。

(2) 電話で予約する。

(3) メールで予約する。 カウンセリング・学生相談 shinri@hiroshima-u.ac.jp

メンタルヘルス相談 mental@hiroshima-u.ac.jp

※メールは、受付・予約に関する連絡に限ります。メールによる相談はできません。

(2) ハラスメント相談室

本学では、セクシュアルハラスメント等のハラスメント問題について、相談に応じています。

*相談を希望される場合は、事前に電話またはメールでアポイントメントをとっておくことをお勧めします。

- ・ハラスメント相談室（中央図書館地下1F）
☎・FAX：082-424-5689・7204・4352（直通）
メールアドレス：harassos@hiroshima-u.ac.jp（相談受付専用）
- ・霞地区相談室（共用棟1-3階）
☎・FAX：082-257-1519（直通）
- ・東千田地区相談室（共用施設棟B-107 開室日時：金曜日 13:00～17:00）

7 学生教育研究災害傷害保険（通学中等傷害危険担保特約付）（略称「学研災」）について

この保険は、講義、実験、実習、体育実技等の授業中や学校行事中、課外活動中、通学中、大学構内にいる間等にケガをした場合に補償が受けられる保険（全員加入）です。

(1) 保険料及び保険金

平成22年度入学生より、保険料大学負担の全員加入となりました。

ただし、休学、留年等の理由で修業年限が延長になる場合は、保険契約終了後、改めて加入の手続きが必要となります。ただし、その場合は、保険料は、自己負担となります。

また、保険金の種類は、死亡保険金・後遺障害保険金・支払保険金及び入院加算金があり、支払われる保険金の額は、正課・学校4行事中に死亡した場合の2,000万円等、事故の程度により決定されます。

(2) 事故の通知

万一、事故・災害にあったときは、直ちに保険の対象となるかどうかを教育室教育部学生生活支援グループに確認した後、事故の日時・場所・状況・傷害の程度を、「事故通知はがき」で東京海上日動の損害サービス課に届け出てください。事故の日から30日以内に所定の手続きを行わない場合は、保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

また、保険金請求の際は、保険金請求書（所定の用紙）及び医師の診断書が必要です。

(3) 学籍異動の手続き

休学・退学等の学籍に異動が生じた場合は、東千田地区支援室で、所定の手続きを行ってください。

8 法科大学院生教育研究賠償責任保険（略称：「法科賠」Lコース）について

本研究科に在籍する全ての学生が加入するものです。法科大学院の学生は、この保険に加入しなければなりません。

詳しくは、『学生教育研究災害傷害保険のしおり』および『学研災付帯賠償責任保険のしおり』をご覧ください。

〈補償の概要〉

日本国内外において、保険期間中に学生が、以下の事由により被る法律上支払わなければならない損害賠償金をてん補限度額の範囲内で補償します。

◇ ①正課、学校行事 ②正課、学校行事、課外活動に位置づけられるインターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動中及びその活動のための往復途中等において、他人にケガをさせ（対人賠償）、他人の財物を損壊（対物賠償）したこと

◇ 正課または学校行事としての臨床法学実習中に、依頼人の身体を不当に拘束することにより自由を侵害または名誉を毀損したこと。（人格権侵害補償）

◇ 正課または学校行事としての臨床法学実習中に知りえた依頼人の個人情報に関し、口頭・文書・図画その他これらに類する表示行為によって依頼人の名誉を毀損またはプライバシーを侵害したこと。

（人格権侵害補償）

(1) 保険料及び補償金額

加入期間は、原則として修了までの修業予定年数とし、保険料は1年間につき1,640円です。

ただし、休学、留年等の理由で修業年限が延長になる場合は、保険契約終了後、改めて加入の手続きが必要となります。

賠償金額は、被害者の過失割合や他の当事者の責任割合等を勘案して決定します。

補償内容は、対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度（免責金額0円）、人格権侵害補償は損害賠償請求者1名に当たり1,000万円限度（免責金額0円）

(2) 事故の通知

万一、事故にあったときは、事故の日時・場所・状況・傷害(損壊)の程度、内容を、直ちに東千田地区支援室及び、東京海上日動火災保険(株)本店損害サービス部学校保険コーナー(電話0120-868-066 (フリーダイヤル))に連絡し、所定の手続きを行ってください。

(3) 学籍異動の手続き

休学・退学等の学籍に異動が生じた場合は、東千田地区支援室で、所定の手続きを行ってください。

9 東千田地区支援室の対応時間について

東千田キャンパスには4つの部局が共存しており、東千田地区支援室には、各部局の担当者が配置され、8:30~21:15の昼夜開室しています。

そのうち、法科大学院窓口の対応時間は、月~金(祝日除く)の8:30~17:15ですので、窓口での問合せ等(プリンター用紙・トナーの支給は除く)については、緊急の場合を除き、法科大学院窓口の対応時間内に行うようにしてください。

なお、各担当者の対応時間は、以下のとおりです。

【東千田地区支援室の対応時間】

(法科大学院)

月~金(祝日除く) 8:30~17:15

(法学部夜間主コース, 経済学部夜間主コース)

月~金(祝日除く) 12:30~21:15

(マネジメント専攻)

火~金(祝日除く) 12:30~21:15

土(祝日除く) 9:45~18:30

10 院生自習室の利用について

法科大学院院生用に院生自習室が3部屋(建物平面図参照)確保されており、利用時間は、6:00~24:00です。24:00以降は校舎の玄関は施錠されますので、東千田総合校舎玄関横の扉から帰宅してください。一旦建物外へ出ると再び入ることはできませんので注意してください。

自習室では、他の学生の迷惑になる行為(私語, ゲーム, 飲酒など)は慎み、マナーを守って利用するようにしてください。また、東千田キャンパスには4つの部局が共存しているため、廊下等でも大きな声を出す等して他の迷惑にならぬよう心掛けてください。

なお、自習室の座席は共用するものですので、学籍異動等で席の使用が終了する場合は、他の学生が使えるように、その都度、机上のもの(本など)を片付けるようにしてください。放置している場合は、一定期間経過後に処分します。

また、自習室のプリンター用紙やインク(トナー)が切れた場合は、気が付いた者が、その都度、東千

田地区支援室まで取りに来てください。自習室のPCやプリンターが故障した際にも、気が付いた者が、すぐに東千田地区支援室に連絡するようにしてください。

11 法科大学院グループ学習室の利用について

以下の時間帯に限り、東千田キャンパスA棟2階にある「グループ学習室」を利用することができます。勉強会等の目的で、「グループ学習室」を使用したいときは、東千田地区支援室で使用許可を受けてください。

【利用可能な時間帯】 毎日 6:00～24:00

12 図書館の利用について

東千田総合校舎 1Fに広島大学東千田図書館があり、法科大学院院生も利用することができます。開館時間は、(平日) 8:30～22:00, (土・日曜日) 13:00～19:00 です。(休業期間中は開館時間が異なります。また、休館日等もありますので、詳しくはHP 図書館で確認してください。)

なお、利用手続き等の詳細については、図書館窓口で確認してください。

13 講義室等の使用について

勉強会等の目的で、講義室・演習室等の施設を使用したいときは、使用する3日前(休日は除く)までに東千田地区支援室へ使用願を提出し、使用許可を受けてください。授業や公務に支障のない場合に限り使用が許可されます。

また、東千田未来創生センターの講義室等も利用することができます。利用を希望する場合は、事前に東千田地区支援室に使用願を提出してください。

なお、使用後は火気の点検、整理・清掃・戸締まり及び消灯を、必ず行ってください。

14 講義室等の使用に関する特例措置について

勉強会等の目的による講義室・演習室等の施設使用は、通常は平日についてのみ認められるものですが、法科大学院の授業形態は学生グループの議論による勉学・研究が常時必要とされるものであることを勘案し、法科大学院院生については、以下のとおり、休日において施設の一部を使用することが認められています。

【使用講義室等】 第1～4 演習室

【使用時間】 9:00～22:00

なお、使用する場合は、使用日の3日前の17:15までに使用願を東千田地区支援室に提出し、許可を受けてください。使用許可については、早期に申請があったものから優先されます。

15 体育館の使用について

運動等の目的で、体育館を使用したいときは、東千田地区支援室で使用許可を受けてください。授業や公務に支障のない場合に限り使用が許可されます。

なお、使用後は火気の点検、整理・清掃・戸締まり及び消灯は、必ず行ってください。

16 通学方法について

最近、広島大学の学生の事故が多発(被害・加害とも)しています。死亡・負傷等により、大学生生活に支障を来しているケースが多くあります。

このような状況からも、自動車・バイク等による通学は、事故発生の状況や駐車場の問題もあり、公共

交通機関を利用するようにしてください。

東千田キャンパスでは、原則として自動車での通学は認められておりません。ただし、身体的な理由等特別な事情により自動車による通学が必要な場合は、東千田地区支援室に相談してください。

なお、駐車・駐輪する際は、指定の場所に置き、他の迷惑にならないように心掛けてください。身障者用スペースには、特別な使用許可なき場合、絶対に駐車しないでください。

17 交通事故防止について

自動車・バイク等を運転するときはもちろんのこと、歩行中に被害に遭うケースもありますので、公道及び大学構内でも、交通法規・交通道德を遵守するとともに、安全には十分注意し、交通事故防止を心掛けてください。

なお、構内といえどもノーヘルメット・原動機付自転車への複数乗車・ノーシートベルト・制限速度20kmの速度オーバー等も、道路交通法によって取締りを受ける対象となりますので、交通事故防止のため絶対に行わないようにしてください。

万一、事故を起こした場合は、次頁「事件・事故発生時の対応について」を参照のうえ対処してください。

18 遺失物・拾得物について

(1) 遺失物

本学構内で現金や貴重品を紛失したときは、直ちに東千田地区支援室に届け出るとともに、最寄りの警察署及び関係金融機関にも届け出てください。

なお、遺失物で届け出のあったものは掲示若しくは「拾得物陳列ケース」（証明書自動発行機前に設置）に展示しますので、該当するものがあれば東千田地区支援室に申し出てください。

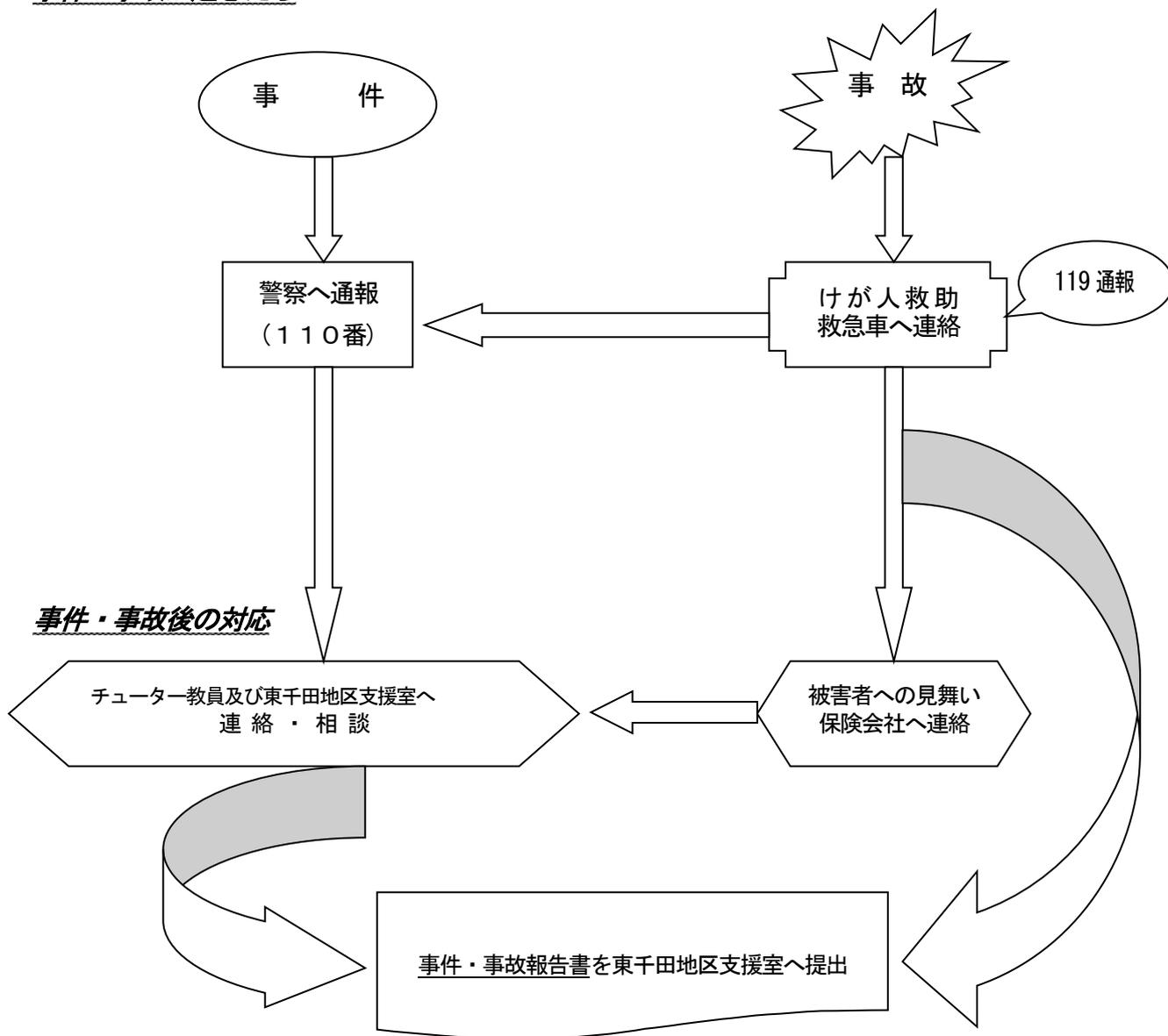
(2) 拾得物

本学建物内及び周辺での拾得物は、東千田地区支援室に届け出てください。

19 防犯等への注意について

近年本学の学生が、盗難・窃盗・脅迫に遭ったり、アポイントメント商法や訪問販売等の悪質商法にかかる被害が続出しています。常日頃から被害に遭わないように、貴重品は各自で管理する、夜間は複数で行動するなど、十分な注意が必要です。万一、被害に遭ったときは、直ちに最寄りの警察に通報するとともに、東千田地区支援室に連絡してください。

事件・事故が起きたら



チューター教員氏名	連絡先
	(TEL)

チューター教員氏名及び連絡先は学生各自で記載してください。